

○ 農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表  
（下線部分は改正部分）

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 改 正 前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1 目的及び趣旨</p> <p>我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にある。このような状況の中、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、食料の安全保障を強化し、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。</p> <p>このためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、<u>農地中間管理機構（以下「機構」という。）</u>による担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、稲作等から野菜・果樹等の高収益作物への転換、麦・大豆等の輸入依存作物の増産、先進的な営農体系の導入、地域特産物等の病虫害対策等を推進することが重要である。</p> <p>このため、本事業により、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、農業者の自力施工も活用し、迅速に推進するなど、耕作条件の改善を機動的に実施し、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の実現に向け、<u>機構</u>による担い手への農地集積・集約化の加速についての支援を行う。また、畑作物を含めた高収益作物への転換を強力に推進し、スマート農業を推進するため、計画策定から営農定着に必</p> | <p>第1 目的及び趣旨</p> <p>我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にある。このような状況の中、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、食料の安全保障を強化し、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。</p> <p>このためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、<u>農地中間管理機構</u>による担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、稲作等から野菜・果樹等の高収益作物への転換、麦・大豆等の輸入依存作物の増産、先進的な営農体系の導入、地域特産物等の病虫害対策等を推進することが重要である。</p> <p>このため、本事業により、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、農業者の自力施工も活用し、迅速に推進するなど、耕作条件の改善を機動的に実施し、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の実現に向け、<u>農地中間管理機構</u>による担い手への農地集積・集約化の加速についての支援を行う。また、畑作物を含めた高収益作物への転換を強力に推進し、スマート農業を推進するため、計画策定から</p> |

要な取組をハード事業とソフト事業の両面から支援する。さらに、病虫害のまん延のおそれのある地域において、その予防やまん延防止に資する基盤整備を支援する。こうした対策等によって農業競争力の強化を図ることとする。

## 第2 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1～4 (略)

5 担い手 地域計画のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者であって、次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

ただし、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に基づく生産緑地地区又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に基づく市街化調整区域のうち地方公共団体の条例等により農用地の適正な保全が図られている区域（以下「生産緑地地区等」という。）で実施する場合は、その限りでない。

なお、目標地図に位置付けられた者には、原子力被災12市町村（東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。以下同じ。）及び令和6年能登半島地震の被災市町（石川県七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。以下同じ。）にあつては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け

営農定着に必要な取組をハード事業とソフト事業の両面から支援する。さらに、病虫害のまん延のおそれのある地域において、その予防やまん延防止に資する基盤整備を支援する。こうした対策等によって農業競争力の強化を図ることとする。

## 第2 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1～4 (略)

(新設)

元経営第494号農林水産省経営局長通知) 2 の ( 1 ) の実質化された人・農地プランをいう。以下同じ。) に位置付けられた中心経営体を含むものとする。

( 1 ) 認定農業者 ( 農業経営基盤強化促進法第12条第 1 項に基づき、市町村から農業経営改善計画の認定を受けた経営体又は農業経営基盤強化促進法第23条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。) であること。

( 2 ) 認定新規就農者 ( 農業経営基盤強化促進法第14条の 4 に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体をいう。) であること。

( 3 ) 集落営農組織 ( 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律 (平成18年法律第88号) 第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織をいう。) であること。

( 4 ) 市町村基本構想水準到達者 (年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村基本構想 (農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項に規定する基本構想をいう。) における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。以下同じ。) であること。

( 5 ) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。この場合、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。

6 (略)

第 3 事業の内容

5 (略)

第 3 事業の内容

本事業による交付金の交付対象事業の内容は、別表の事業種類の欄に応じて定めるものとする。

(削る。)

(削る。)

本事業による交付金の交付対象事業は、次に掲げる型による事業とする。型の変更については、1の地域内農地集積型から2の高収益作物転換型への変更に限り認めるものとする。

#### 1 地域内農地集積型

農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積を推進する事業をいい、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)の内容のものとする。

(1) 定額助成の事業種類の欄の(1)から(7)まで、(8)のオ及びカ並びに(9)及び(10)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の(1)から(8)まで及び(12)に掲げるものを実施するもの

(2) 定額助成の事業種類の欄の(11)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の(13)、(14)、(19)及び(20)に掲げるものを実施するもの

#### 2 高収益作物転換型

農地中間管理機構等による地域内の担い手への農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を推進する事業をいい、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)の内容のものとする。

(1) 定額助成の事業種類の欄の(1)から(7)まで、(8)のオ及びカ並びに(9)及び(10)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の(1)から(8)まで及び(10)及び(12)に掲げるものを実施するもの

(2) 定額助成の事業種類の欄の(11)から(16)までに掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の(13)から(22)までに掲げるもの

(削る。)

(削る。)

### 3 スマート農業導入推進型

国費が投じられている基盤整備事業と一体的にスマート農業に資する先進的省力化技術の実装を推進する事業をいい、次の（１）の内容及び（１）と密接な関連があり一体的に実施する（２）、（３）又は（４）の内容のものとする。ただし、（４）を実施する場合は、（３）と密接に関連して併せて実施するものとする。

（１）定率助成の事業種類の欄の（９）のアに掲げる内容のものを実施するもの

（２）定率助成の事業種類の欄の（９）のイ及びウ並びに（１９）に掲げる内容のものを実施するもの

（３）定額助成の事業種類の欄の（１）から（７）まで、（８）のオ及びカ並びに（９）に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の（１）から（８）まで及び（１２）に掲げるもの（定率助成の事業種類の欄の（３）にあつては、事業内容の欄の「客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良」を実施するもの。）を実施するもの

（４）定額助成の事業種類の欄の（１１）に掲げるもの及び定率助成の事業種類の欄の（１３）及び（１４）に掲げるものを実施するもの

### 4 病虫害対策型

地域特産物等の病虫害の発生予防・まん延防止に資する土層改良、排水対策等を実施する事業をいい、次の（１）の内容及び（１）と密接な関連があり一体的に実施する（２）又は（３）の内容のものとする。ただし、（３）を実施する場合は、（２）と密接に関連して併せて実施するものとする。

(削る。)

(削る。)

(1) 定額助成の事業種類の欄の(5)、(6)、(8)のアからエまで及び(9)のイ並びに定率助成の事業種類の欄の(1)から(3)までに掲げる内容のものを実施するもの

(2) 定額助成の事業種類の欄の(1)から(4)まで、(7)、(8)のオ及びカ並びに(9)のア及びウからカまで並びに定率助成の事業種類の欄の(4)から(8)まで及び(12)に掲げる内容のものを実施するもの

(3) 定額助成の事業種類の欄の(11)に掲げるもの及び定率助成の事業種類の欄の(13)、(14)及び(19)に掲げる内容のものを実施するもの

#### 5 水田貯留機能向上型

水田貯留機能の向上に向けた整備等を実施する事業をいい、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)の内容のものとする。

(1) 定額助成の事業種類の欄の(1)から(7)まで、(8)のオ及びカ並びに(9)並びに定率助成の事業種類の欄の(1)から(8)まで及び(12)に掲げる内容のものを実施するもの

(2) 定額助成の事業種類の欄の(11)に掲げるもの及び定率助成の事業種類の欄の(13)、(14)及び(19)に掲げる内容のものを実施するもの

#### 6 土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用に向けた用地整備等を実施する事業をいい、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)の内容のものとする。

#### 第4 事業の実施区域

- 1 事業の実施区域は2から4までに定める場合を除き、原則として、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域のうち、地域計画を策定した区域(以下「地域計画策定区域」という。)とする。ただし、次に掲げる区域で行うものについては、この限りでない。

(1) 生産緑地地区等であって次に掲げる条件のいずれかを満たす区域

ア 生産した農産物を直売所等で販売することにより、地元での消費の促進に寄与しているような農地が受益地内にあること。

イ 市民農園等、都市住民が農作業を体験できる農地が受益地内にあること。

ウ 防災協力農地等、防災機能の発揮に向けた取組が行われている農地が受益地内にあること。

(2) 原子力被災12市町村及び令和6年能登半島地震の被災市町のうち実質化された人・農地プランの対象地域

(1) 定額助成の事業種類の欄の(1)から(7)まで、(8)のオ及びカ並びに(9)並びに定率助成の事業種類の欄の(1)から(8)まで、(11)及び(12)に掲げる内容のものを実施するもの

(2) 定額助成の事業種類の欄の(11)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の(13)、(14)及び(19)に掲げる内容のものを実施するもの

#### 第4 事業の実施区域

- 1 第3の1から3までに掲げる事業の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域のうち、地域計画を策定した区域(以下「地域計画策定区域」という。)とする。

(新設)

(新設)



2 地域特産物等の病虫害の発生予防・まん延防止に資する土層改良、排水対策等（以下「病虫害対策」という。）を実施する事業の実施区域は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第31条の規定に基づく発生予察事業による病虫害に係る警報、注意報又は特殊報が発表された地域の農地とする。

3 水田貯留機能の向上に向けた整備等（以下「水田貯留機能向上支援」という。）を実施する事業の実施区域は、1又は2に定める区域のうち、以下に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する区域であるものとする。

（1）～（3）（略）

4 多様で持続的かつ計画的な農地利用に向けた用地整備等（以下「土地利用調整支援」という。）を実施する事業の実施区域は、1又は2に定める区域及び当該区域と一体的に農地として利用されている周辺区域とする。

5 ソフト事業については原則としてハード事業の受益地内を事業の実施区域とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次に定める区域を事業の実施区域とすることができる。

（1）国費が投じられている別の事業（以下「関連事業」という。）の受益地内にハード事業の受益地がある場合は、関連事業の受益地内

（2）水田貯留機能向上支援を実施する場合は、3に定める区域内

## 第6 採択要件

2 第3の4に掲げる事業の実施区域は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第31条の規定に基づく発生予察事業による病虫害に係る警報、注意報又は特殊報が発表された地域の農地とする。

3 第3の5に掲げる事業の実施区域は、1又は2に定める区域のうち、以下に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する区域であるものとする。

（1）～（3）（略）

4 第3の6に掲げる事業の実施区域は、1又は2に定める区域及び当該区域と一体的に農地として利用されている周辺区域とする。

5 ソフト事業については原則としてハード事業の受益地内を事業の実施区域とする。ただし、国費が投じられている別の事業（以下「関連事業」という。）の受益地内にハード事業の受益地がある場合は、関連事業の受益地内までを事業の実施区域とすることができる。

## 第6 採択要件



1 本事業の実施に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(削る。)

(1) 第7の1の機構との連携概要を作成し、機構との連携を行うこと。ただし、次に掲げる事業はこの限りではない。

ア 病虫害対策又は水田貯留機能向上支援のみを実施する事業

イ 生産緑地等において実施する事業

(削る。)

(2) 第7の2の農地耕作条件改善計画を作成していること。

(3)・(4) (略)

2 高収益作物転換等支援（定率助成の事業種類の欄の(10)に掲げる内容のもの並びに定率助成の事業種類の欄の(12)、(16)及び(17)に掲げる内容のものをいう。以下同じ。）を実施する場合は、ハード事業の受益地内の作付面積のうち1／4以上を新たに高収益作物に転換すること。

3 スマート農業導入支援（定率助成の事業種類の欄の(13)に掲げる内容のものをいう。以下同じ。）を実施する場合は、次のとおりとする。

(1) 国費が投じられている基盤整備事業と一体的に実施するものであること。

(2) 先進的省力化技術導入支援（定率助成の事業種類の欄の(13)イに掲げる内容のものをいう。）を実施する場合は、生産方式革新実施計画（農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和6年法律第63

本事業の実施に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

1 地域内農地集積型

(1) 第7の農地中間管理機構との連携を行うこと。

(2) 第8の地域内農地集積促進計画を作成していること。

(3) 第15の農地耕作条件改善計画を作成していること。

(4)・(5) (略)

(新設)

(新設)

号) 第7条に規定する生産方式革新実施計画をいう。) の認定を受けていること。

4 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこと。

5 機構集積推進費(定率助成の事業種類の欄の(15)に掲げる内容のものをいう。以下同じ。)の交付を受けようとする場合には、第7の2の(8)の機構集積推進実施計画を作成することに加えて、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、経営転換協力金交付事業と重複して交付を受けることはできない。

(1) ハード事業のうち定率助成の対象となる全ての農用地(以下「事業対象農用地」という。)について、機構が農地中間管理権若しくは所有権を有すること又は農業の経営若しくは農作業(以下「農業経営等」という。)の委託を受けていること。

(2) 事業対象農用地(機構が農地中間管理権を有する、又は、農業経営等の委託を受けているものに限る。)について機構が本事業の申請日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間又は当該申請日において委託を受けている農業経営等の全てにかかる委託の期間が15年以上であること。

(3) 事業対象農用地は、5ヘクタール未満かつ地域計画内において担い手に集積し国費が投じられている基盤整備事業を実施している農地面積の3分の1以下となること。

(6) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第11の共同利用機器導入計画を作成すること。

(7) 定率助成の事業種類の欄の(20)により農地整備・集約推進費の交付を受けようとする場合には、第16の農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画を作成することに加えて、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、経営転換協力金交付事業と重複して交付を受けることはできない。

ア ハード事業のうち定率助成の対象となる全ての農用地(以下「事業対象農用地」という。)について、農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること又は農業の経営若しくは農作業(以下「農業経営等」という。)の委託を受けていること。

イ 事業対象農用地について農地中間管理機構が本事業の申請日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間又は当該申請日において委託を受けている農業経営等の全てにかかる委託の期間が15年以上であること。

ウ 事業対象農用地は、過去に国費が投じられた基盤整備事業の完了地区における農地に隣接しており、その面積割合は、過去に国費が投じられた基盤整備事業の完了地区にお

(4) (略)

(5) 事業完了後3年以内に、本事業の実施後における未整備農地及び地域計画内の国費が投じられている基盤整備事業を実施している農地の収益性が、本事業の実施前における未整備農地及び地域計画内の国費が投じられている基盤整備事業の実施前の農地の収益性に対し、20パーセント以上向上すること。ただし、収益性の向上に係る要件の細目については、次のいずれかを満たすこととする。

ア 販売額が20パーセント以上向上することが見込まれること。

イ 生産コストが20パーセント以上削減され、かつ、次のいずれかを満たすこと。

ける農地面積の3分の1以下となること。なお、「隣接している農地」とは、一連の営農に係る作業を継続するのに支障がない農地とし、次のいずれかに該当するものとする。

(ア) 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの

(イ) 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの

(ウ) 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がない

(エ) 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

(オ) 2つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの

(カ) その他事業の趣旨に照らして適当であると認められるもの

エ (略)  
(新設)

(ア) 米の生産コストが60キログラム当たりおおむね9,600円を下回ることが見込まれること。

(イ) 作物生産額（主食用米を除く。以下同じ。）に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10パーセント以上増加することが見込まれること、又は、作物生産額に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね50パーセント以上増加することが見込まれること。

(ウ) 受益面積の3割以上の作付けを麦・大豆等の畑作物（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）の別紙2に規定する畑作物をいう。以下同じ。）に転換し、かつ、当該作物の面積当たりの収量が20パーセント以上向上すること。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

## 2 高収益作物転換型

(1) 第7の農地中間管理機構との連携を行うこと。

(2) 第9の高収益作物転換促進計画を作成していること。

(3) 第15の農地耕作条件改善計画を作成していること。

(4) 1地区当たりの事業費（ハード事業の事業費をいう。）の合計が200万円以上となること。

(5) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。

(6) ハード事業の受益地内の作付面積のうち1／4以上を新たに高収益作物に転換すること。

(7) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業

(削る。)

(削る。)

6 高収益作物導入促進費(定率助成の事業種類の欄の(16)に掲げる内容のものをいう。以下同じ。)の交付を受けようとする場合には、第7の2の(2)の高収益作物転換促進計画に定める目標年度において、受益面積に占める高収益作物への転換面積の割合が30%以上となること。

7 高収益作物導入推進費(定率助成の事業種類の欄の(17)に掲げる内容のものをいう。以下同じ。)の交付を受けようとする場合には、交付を受ける対象農地が、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となること。

8 機構集積推進費、高収益作物導入促進費及び高収益作物導入推進費については、重複して交付を受けることはできない。  
(削る。)

と一体的に行うこととし、第11の共同利用機器導入計画を作成すること。

(8) 定率助成の事業種類の欄の(13)から(15)まで並びに定率助成の事業種類の欄の(10)及び(17)を実施する場合には、他の補助事業と重複して事業を実施することはできない。

(9) 定率助成の事業種類の欄の(20)により農地整備・集約推進費の交付を受けようとする場合には、1の(7)と同様とする。

(10) 定率助成の事業種類の欄の(21)により高収益作物導入促進費の交付を受けようとする場合には、(2)の高収益作物転換促進計画に定める目標年度において、受益面積に占める高収益作物への転換面積の割合が30%以上となること。

(11) 定率助成の事業種類の欄の(22)により高収益作物導入推進費の交付を受けようとする場合には、交付を受ける対象農地が、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となること。

(12) 定率助成の事業種類の欄の(20)から(22)までについては、重複して交付を受けることはできない。

### 3 スマート農業導入推進型

(1) 第7の農地中間管理機構との連携を行うこと。

(2) 第10のスマート農業導入推進計画を作成していること。

(3) 第15の農地耕作条件改善計画を作成していること。

(4) 1地区当たりの事業費(ハード事業の事業費をいう。)の合計が200万円以上であること

(削る。)

(削る。)

(5) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。

(6) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第11の共同利用機器導入計画を作成すること。

#### 4 病虫害対策型

(1) 第12の病虫害対策計画を作成していること。

(2) 第15の農地耕作条件改善計画を作成していること。

(3) 1地区当たりの事業費(ハード事業の事業費をいう。)の合計が200万円以上であること。

(4) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。

(5) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第11の共同利用機器導入計画を作成すること。

#### 5 水田貯留機能向上型

(1) 第7の農地中間管理機構との連携を行うこと。

(2) 第13の水田貯留機能向上計画を作成していること。

(3) 第15の農地耕作条件改善計画を作成していること。

(4) 1地区当たりの事業費(ハード事業の事業費をいう。)の合計が200万円以上であること。

(5) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。

(6) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第11の共同利用機器導入計画を作成すること。

(削る。)

#### 第7 計画の作成

1 本事業を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、**機構**を活用した農地集積の計画等を記載した機構との連携概要を**作成するものとする。ただし、次に掲げる事業はこの限りではない。**

- (1) 病虫害対策又は水田貯留機能向上支援のみを実施する事業
- (2) 生産緑地等において実施する事業

2 本事業を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、農地耕作条件改善計画を地区ごとに作成するものとする。なお、次に定める場合は、本計画の附帯計画を作成するものとする。

- (1) (2)～(6)に該当しない内容を実施する場合は、附帯計画として地域内農地集積促進計画を作成するものとする。

#### 6 土地利用調整型

- (1) 第7の農地中間管理機構との連携を行うこと。
- (2) 第14の土地利用調整計画を作成していること。
- (3) 第15の農地耕作条件改善計画を作成していること。
- (4) 1地区当たりの事業費（ハード事業の事業費をいう。）の合計が200万円以上であること。
- (5) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。
- (6) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第11の共同利用機器導入計画を作成すること。

#### 第7 農地中間管理機構との連携

本事業を実施しようとする者は、地域計画策定区域で事業を実施する場合は、病虫害対策型を除き、農村振興局長が別に定めるところにより、農地中間管理機構を活用した農地集積の計画等を記載した農地中間管理機構との連携概要を**作成して、農地中間管理機構との連携を図るものとする。**

(新設)



- (2) 高収益作物転換等支援又は高収益作物への転換に向けた整備等を実施する場合は、附帯計画として、高収益作物転換促進計画を作成するものとする。
- (3) スマート農業導入支援又はスマート農業導入に向けた整備等を実施する場合は、附帯計画として、スマート農業導入推進計画を作成するものとする。
- (4) 病害虫対策を実施する場合は、附帯計画として、病害虫対策計画を作成するものとする。
- (5) 水田貯留機能向上支援を実施する場合は、附帯計画として、水田貯留機能向上計画を作成するものとする。
- (6) 土地利用調整支援を実施する場合は、附帯計画として、土地利用調整計画を作成するものとする。
- (7) 定率助成の事業種類の欄の(3)又は(9)により共同利用機器の導入を実施する場合は、附帯計画として共同利用機器導入計画を作成するものとする。
- (8) 機構集積推進費の交付を受けようとする場合は、農村振興局長が別に定めるところにより、機構集積推進実施計画を作成するものとする。

(削る。)

## 第8 地域内農地集積促進計画

本事業において地域内農地集積型を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた地域内農地集積促進計画を地区ごとに作成するものとする。

1 事業実施期間

2 地域計画の策定区域名（未策定の場合、策定予定時期）

(削る。)

3 農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積の推進に向けた取組方針

4 事業概要

5 農地集積に係る目標

6 事業の活用イメージ

7 事業の実施イメージ

8 関連事業の概要

9 農地防災事業の実施

10 費用負担の方法

11 施設の予定管理者及び予定管理方法

12 その他必要な事項

## 第9 高収益作物転換促進計画

本事業において高収益作物転換型を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた高収益作物転換促進計画を地区ごとに作成するものとする。

1 事業実施期間

2 地域計画の策定区域名（未策定の場合、策定予定時期）

3 農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積及び高収益作物への転換の推進に向けた取組方針

4 事業概要

5 高収益作物転換に係る目標

6 事業の活用イメージ

7 事業の実施イメージ

8 関連事業の概要

9 農地防災事業の実施

(削る。)

(削る。)

- 10 費用負担の方法
- 11 施設の予定管理者及び予定管理方法
- 12 その他必要な事項

#### 第10 スマート農業導入推進計画

本事業においてスマート農業導入推進型を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めたスマート農業導入推進計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 事業実施期間
- 2 地域計画の策定区域名（未策定の場合、策定予定時期）
- 3 スマート農業に適した基盤の整備状況
- 4 導入するスマート農業の内容
- 5 地域の収益性向上の取組
- 6 事業の活用イメージ
- 7 その他必要な事項

#### 第11 共同利用機器導入計画

本事業の地域内農地集積型、高収益作物転換型、スマート農業導入推進型、病害虫対策型、水田貯留機能向上型及び土地利用調整型において定率助成の事業種類の欄の（3）又は（12）により共同利用機器の導入を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた共同利用機器導入計画を地区ごとに作成するものとする。

(削る。)

(削る。)

1 促進計画の区分（地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、病虫害対策計画、水田貯留機能向上計画又は土地利用調整計画）

2 基盤の整備状況

3 事業の活用イメージ

4 見込まれる作物生産の効果（高収益作物を含めたものとする  
こと。）

5 その他必要な事項

#### 第12 病虫害対策計画

本事業において病虫害対策型を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた病虫害対策計画を地区ごとに作成するものとする。

1 事業実施期間

2 基盤の整備状況

3 病虫害の被害状況

4 事業の活用イメージ

5 その他必要な事項

#### 第13 水田貯留機能向上計画

本事業において水田貯留機能向上型を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた水田貯留機能向上計画を地区ごとに作成するものとする。

1 事業実施期間

2 基盤の整備状況

3 水田貯留機能向上に向けた施設の導入イメージ

(削る。)

(削る。)

4 見込まれる水田貯留機能効果

5 その他必要な事項

#### 第14 土地利用調整計画

本事業において土地利用調整型を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた土地利用調整計画を地区ごとに作成するものとする。

1 事業実施期間

2 地域計画の策定区域名（未策定の場合、策定予定時期）

3 事業概要

4 地域の農地利用区分

5 事業の活用イメージ

6 その他必要な事項

#### 第15 農地耕作条件改善計画

本事業により地域内農地集積型、高収益作物転換型、スマート農業導入推進型、病害虫対策型、水田貯留機能向上型及び土地利用調整型を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた農地耕作条件改善計画を地区ごとに作成するものとする。

1 促進計画の区分（地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、病害虫対策計画、水田貯留機能向上計画又は土地利用調整計画）

2 基盤整備の計画

3 その他必要な事項

(削る。)

## 第8 事業の申請等

- 1 事業採択の申請については、以下のとおりとする。
  - (1) 機構が事業実施主体となる場合

## 第16 農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画

本事業の地域内農地集積型、高収益作物転換型において定率助成の事業種類の欄の(20)により農地整備・集約推進費の交付を受けようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、農地整備・集約推進意向届及び次に掲げる事項を定めた農地整備・集約推進実施計画をそれぞれ地区ごとに作成するものとする。

### 1 特定整備地域農用地利用集積促進土地改良整備計画

- (1) 農地整備・集約推進交付概要
- (2) 農地耕作条件改善事業整備概要

- ① 概要一覧
- ② 整備区域図

### (3) 農地集積・集約化概要

- ① 概要一覧
- ② 担い手別一覧
- ③ 農用地集約図

### 2 次世代農業発展計画

以下のテーマのうち、少なくとも1つを選択し、基盤整備を契機とした取組方針を記載するものとする。

- (1) 高収益作物の導入による収益性の向上
- (2) 6次産業化など地域振興につながる生産拡大
- (3) スマート農業による生産性の向上

## 第17 事業の申請等

- 1 事業採択の申請については、以下のとおりとする。
  - (1) 農地中間管理機構が事業実施主体となる場合

機構の代表者は、都道府県が指定する期日までに、第7により作成した計画（以下「事業計画等」という。）を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に事業採択申請書及び事業計画等（以下「採択申請書等」という。）を提出するものとする。

また、機構の代表者は、別に定めるところにより、採択申請書等を地方農政局長等に直接提出することもできるとし、採択申請書等を地方農政局長等に直接提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該採択申請書等の写しを送付するものとする。

（2）（略）

（3）市町村、農業者団体又は農業法人等が事業実施主体となる場合

市町村長、農業者団体又は農業法人等は、機構又は都道府県が指定する期日までに、事業計画等を機構の代表者又は都道府県知事に提出し、機構の代表者又は都道府県知事はこれを確認の上、農村振興局長が別に定めるところによ

農地中間管理機構の代表者は、都道府県が指定する期日までに、第7の農地中間管理機構との連携概要（病虫害対策型を除く。）、第8から第16までにより作成された地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計画、病虫害対策計画、水田貯留機能向上計画、土地利用調整計画、農地耕作条件改善計画、農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画

（以下「事業計画等」という。）を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に事業採択申請書及び事業計画等（以下「採択申請書等」という。）を提出するものとする。

また、農地中間管理機構の代表者は、別に定めるところにより、採択申請書等を地方農政局長等に直接提出することもできるとし、採択申請書等を地方農政局長等に直接提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該採択申請書等の写しを送付するものとする。

（2）（略）

（3）市町村、農業者団体又は農業法人等が事業実施主体となる場合

市町村長、農業者団体又は農業法人等は、農地中間管理機構又は都道府県が指定する期日までに、事業計画等を農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事に提出し、農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事はこれを確認の

り、地方農政局長等に採択申請書等を提出するものとする。機構の代表者は、採択申請書等を地方農政局長等に提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該採択申請書等の写しを送付するものとする。

2 地方農政局長等は、1により提出された採択申請書等を審査の上、適当であると認めるときは、事業の採択を決定し、機構の代表者又は都道府県知事に事業採択通知書を交付するものとする。機構の代表者は、事業採択通知書が交付された場合には、遅滞なく都道府県知事に当該事業採択通知書の写しを送付するものとする。

3 機構の代表者は、2の事業採択通知書の交付を受けたときは、速やかに1の(3)による申請を行った市町村長、農業者団体又は農業法人等にその旨を通知するものとする。

また、都道府県知事は、2の事業採択通知書の交付を受けたときは、速やかに1の(1)及び(3)による申請を行った機構の代表者、市町村長、農業者団体又は農業法人等にその旨を通知するものとする。

4 (略)

## 第9 事業達成状況の報告

1 第5の事業実施主体は、事業の完了後（機構集積推進費の交付を受ける場合は、事業完了後から事業対象農用地の全てが担い手に集積されるまでの毎年度）、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の事業達成状況を速やかに取りま

上、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に採択申請書等を提出するものとする。農地中間管理機構の代表者は、採択申請書等を地方農政局長等に提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該採択申請書等の写しを送付するものとする。

2 地方農政局長等は、1により提出された採択申請書等を審査の上、適当であると認めるときは、事業の採択を決定し、農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事に事業採択通知書を交付するものとする。農地中間管理機構の代表者は、事業採択通知書が交付された場合には、遅滞なく都道府県知事に当該事業採択通知書の写しを送付するものとする。

3 農地中間管理機構の代表者は、2の事業採択通知書の交付を受けたときは、速やかに1の(3)による申請を行った市町村長、農業者団体又は農業法人等にその旨を通知するものとする。

また、都道府県知事は、2の事業採択通知書の交付を受けたときは、速やかに1の(1)及び(3)による申請を行った農地中間管理機構の代表者、市町村長、農業者団体又は農業法人等にその旨を通知するものとする。

4 (略)

## 第18 事業達成状況の報告

1 第5の事業実施主体は、事業の完了後（定率助成の事業種類の欄の(20)の農地整備・集約機構集積推進費の交付を受ける場合は、事業完了後から事業対象農用地の全てが担い手に集積されるまでの毎年度）、農村振興局長が別に定めるとこ



とめ、報告するものとする。なお、農業耕作条件改善事業計画の附帯計画である地域内農地集積促進計画及び高収益作物転換促進計画を作成している場合については、目標年度にその事業達成状況を取りまとめ、翌年度の9月末日までに報告するものとする。

- 2 地方農政局長等は達成状況が十分でないと認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、指導を受けた事業実施主体は農村振興局長が別に定めるところにより、改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その事業達成状況を取りまとめ、翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

(削る。)

- 3 1の事業達成状況の報告並びに2の改善計画の提出及びその事業達成状況の報告については、以下のとおりとする。

- (1) 機構が事業実施主体となる場合

機構の代表者は、第8の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたときは、当該事業達成状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の

ろにより、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめ、報告するものとする。なお、地域内農地集積促進計画及び高収益作物転換促進計画については、目標年度にその事業達成状況を取りまとめ、翌年度の9月末日までに報告するものとする。

- 2 第3の2の高収益作物転換型については、地方農政局長等は達成状況が十分でないと認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、指導を受けた事業実施主体は農村振興局長が別に定めるところにより、改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その事業達成状況を取りまとめ、翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

- 3 定率助成の事業種類の欄の(20)の農地整備・集約推進費については、地方農政局等は、本事業の進捗及び達成状況が十分でないと認められるときは、都道府県知事に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、指導を受けた場合には、改善措置を講じた上で、必要に応じて、農地整備・集約推進実施計画を修正し、地方農政局長等に報告するものとする。

- 4 1の事業達成状況の報告及び2の改善計画の提出については、以下のとおりとする。

- (1) 農地中間管理機構が事業実施主体となる場合

農地中間管理機構の代表者は、第17の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたときは、当該事業達成状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事は

上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

なお、機構の代表者は、第8の2により採択された事業について、第8の1により採択申請書等を地方農政局長等に直接提出した場合には、事業達成状況報告書を地方農政局長等に直接提出することとし、事業達成状況報告書を地方農政局長等に直接提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該事業達成状況報告書の写しを送付するものとする。

(2) 都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、第8の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたときは、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

(3) 市町村、農業者団体又は農業法人等が事業実施主体となる場合

市町村長、農業者団体又は農業法人等は、第8の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたときは、事業達成状況を機構の代表者又は都道府県知事に報告し、機構の代表者又は都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。機構の代表者は、事業達成状況報告書を地方農政局長等に提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該事業達成状況報告書の写しを送付するものとする。

(4) 改善計画の提出及びその事業達成状況の報告については、(1) から (3) までの手続に準じるものとする。

これを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

なお、農地中間管理機構の代表者は、第17の2により採択された事業について、第17の1により採択申請書等を地方農政局長等に直接提出した場合には、事業達成状況報告書を地方農政局長等に直接提出することとし、事業達成状況報告書を地方農政局長等に直接提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該事業達成状況報告書の写しを送付するものとする。

(2) 都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、第17の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたときは、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

(3) 市町村、農業者団体又は農業法人等が事業実施主体となる場合

市町村長、農業者団体又は農業法人等は、第17の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたときは、事業達成状況を農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事に報告し、農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。農地中間管理機構の代表者は、事業達成状況報告書を地方農政局長等に提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該事業達成状況報告書の写しを送付するものとする。

(4) 改善計画の提出については、(1) から (3) までの手続に準じるものとする。

第10～第12 (略)

別表

| 区分      | 事業種類                    | 種別         | 事業内容                                              |
|---------|-------------------------|------------|---------------------------------------------------|
| 1. 定額助成 | <u>(1) 区画拡大</u>         |            | <u>農用地の区画拡大</u>                                   |
|         | <u>ア 水路変更なし</u>         | ハード        | 畦畔除去、均平作業、 <u>勾配修正</u> 等による区画拡大                   |
|         | <u>イ 水路変更あり</u>         | ハード        | 水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業、 <u>勾配修正</u> 等による区画拡大 |
|         | (削る。)                   | (削る。)      | (削る。)                                             |
|         | (削る。)                   | (削る。)      | (削る。)                                             |
|         | <u>(2) ～ (4)</u><br>(略) | (略)        | (略)                                               |
|         | <u>(5) 客土</u>           | <u>ハード</u> | <u>耕土深 15cm 以下の農用地を対象に、層厚 10cm 以上の客土</u>          |
|         | <u>(6) 除礫</u>           | <u>ハード</u> | <u>30mm 以上の石礫を 5 %以上含む農用地を対象に、深度 30cm 以上の除礫</u>   |
|         | (削る。)                   |            | (削る。)                                             |

第19～第21 (略)

別表

| 区分      | 事業種類                                | 種別   | 事業内容                                       |
|---------|-------------------------------------|------|--------------------------------------------|
| 1. 定額助成 | (新設)                                |      | (新設)                                       |
|         | <u>(1) 田の区画拡大</u><br>(水路の変更を伴わないもの) | ハード  | 畦畔除去、均平作業等による区画拡大                          |
|         | <u>(2) 田の区画拡大</u><br>(水路の変更を伴うもの)   | ハード  | 水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大        |
|         | <u>(3) 畑の区画拡大</u><br>(水路の変更を伴わないもの) | ハード  | <u>畦畔除去、勾配修正等による区画拡大</u>                   |
|         | <u>(4) 畑の区画拡大</u><br>(水路の変更を伴うもの)   | ハード  | <u>水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、勾配修正等による区画拡大</u> |
|         | <u>(5) ～ (7)</u><br>(略)             | (略)  | (略)                                        |
|         | (新設)                                | (新設) | (新設)                                       |
|         | (新設)                                | (新設) | (新設)                                       |
|         | <u>(8) 土層改良</u>                     |      | <u>農用地における土層の改良</u>                        |

|                       |       |                                                                                                          |
|-----------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (削る。)                 | (削る。) | (削る。)                                                                                                    |
| (削る。)                 | (削る。) | (削る。)                                                                                                    |
| (削る。)                 | (削る。) | (削る。)                                                                                                    |
| (削る。)                 | (削る。) | (削る。)                                                                                                    |
| (削る。)                 | (削る。) | (削る。)                                                                                                    |
| (削る。)                 | (削る。) | (削る。)                                                                                                    |
| <u>(7)・(8)</u><br>(略) | (略)   | (略)                                                                                                      |
| <u>(9) 条件改善推進費</u>    | (略)   | 権利関係（水利権等）・農家意向・農地集積・基盤整備・水利用高度化の推進等に関する調査・調整（ <u>水田貯留機能向上に係る取組下流住民との実証を含む。</u> ）、実施計画策定、先進的省力化技術導入、交換分合 |
| <u>(10) 高収益作物転換支援</u> |       | <u>高収益作物転換に向けた支援</u>                                                                                     |
| <u>ア 高収益作物転換推進費</u>   | (略)   | (略)                                                                                                      |
| <u>イ 新植・改植等支援</u>     | (略)   | 果樹園及び茶園における新植・改植、 <u>新植・改植後の未収益期間の幼木管理、新植・改植後から成園化までの代替農地での営農・技術研修、早期成園化のための大苗の育苗</u>                    |
| (削る。)                 | (削る。) | (削る。)                                                                                                    |
| (削る。)                 | (削る。) | (削る。)                                                                                                    |
| (削る。)                 | (削る。) | (削る。)                                                                                                    |
| (削る。)                 | (削る。) | (削る。)                                                                                                    |

|                        |            |                                                                      |
|------------------------|------------|----------------------------------------------------------------------|
| <u>ア 反転耕</u>           | <u>ハード</u> | <u>病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地における 50cm 以上の反転耕</u>                          |
| <u>イ 混層耕</u>           | <u>ハード</u> | <u>病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地における耕起深 60cm 以上の混層耕</u>                       |
| <u>ウ 堆肥施用</u>          | <u>ハード</u> | <u>病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地への堆肥散布</u>                                    |
| <u>エ 明渠排水</u>          | <u>ハード</u> | <u>病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地の周囲における排水溝の新設</u>                             |
| <u>オ 客土</u>            | <u>ハード</u> | <u>耕土深 15cm 以下の農用地を対象に、層厚 10cm 以上の客土</u>                             |
| <u>カ 除礫</u>            | <u>ハード</u> | <u>30mm 以上の石礫を 5 % 以上含む農用地を対象に、深度 30cm 以上の除礫</u>                     |
| <u>(9)・(10)</u><br>(略) | (略)        | (略)                                                                  |
| <u>(11) 条件改善推進費</u>    | (略)        | 権利関係（水利権等）・農家意向・農地集積・基盤整備・水利用高度化の推進等に関する調査・調整、実施計画策定、先進的省力化技術導入、交換分合 |
| (新設)                   |            | (新設)                                                                 |
| <u>(12) 高収益作物転換推進費</u> | (略)        | (略)                                                                  |
| <u>(13) 新植・改植支援</u>    | (略)        | 果樹園及び茶園における新植・改植                                                     |
| <u>(14) 幼木管理支援</u>     | <u>ソフト</u> | <u>果樹園及び茶園における新植・改植後の未収益期間の幼木管理</u>                                  |
| <u>(15) 経営継続発展支援</u>   | <u>ソフト</u> | <u>果樹園及び茶園における新植・改植後から成園化までの経営の継続発展や早期成園化の取組推進</u>                   |
| <u>ア 大苗の育成支援</u>       | <u>ソフト</u> | <u>早期成園化のための大苗の育苗</u>                                                |
| <u>イ 代替農地での営農支援</u>    | <u>ソフト</u> | <u>経営の継続のための代替農地での営農</u>                                             |

|         |                        |            |                                                                      |
|---------|------------------------|------------|----------------------------------------------------------------------|
|         | (削る。)                  | (削る。)      | (削る。)                                                                |
|         | <u>ウ</u> 園芸作物モデル産地形成支援 | (略)        | (略)                                                                  |
|         | <u>(11) 病害虫対策</u>      | <u>ハード</u> | <u>病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地における反転耕（50cm以上）、混層耕（耕起深 60cm以上）、堆肥施用、明渠排水</u> |
| 2. 定率助成 | (1) ～ (8)              | (略)        | (略)                                                                  |
|         | (削る。)                  |            | (削る。)                                                                |
|         | (削る。)                  | (削る。)      | (削る。)                                                                |
|         | (削る。)                  | (削る。)      | (削る。)                                                                |
|         | (削る。)                  | (削る。)      | (削る。)                                                                |
|         | (削る。)                  |            | (削る。)                                                                |
|         | (削る。)                  | (削る。)      | (削る。)                                                                |
|         | (削る。)                  | (削る。)      | (削る。)                                                                |
|         | (削る。)                  | (削る。)      | (削る。)                                                                |
|         | (削る。)                  | (削る。)      | (削る。)                                                                |

|         |                                |            |                                        |
|---------|--------------------------------|------------|----------------------------------------|
|         | <u>ウ</u> 省力技術研修支援              | <u>ソフト</u> | <u>経営の発展のための技術研修</u>                   |
|         | <u>(16) 園芸作物モデル産地形成支援</u>      | (略)        | (略)                                    |
|         | (新設)                           | (新設)       | (新設)                                   |
| 2. 定率助成 | (1) ～ (8)                      | (略)        | (略)                                    |
|         | <u>(9) スマート農業導入支援</u>          |            | <u>先進的営農技術の実装</u>                      |
|         | <u>ア</u> <u>G N S S 基地局整備</u>  | <u>ハード</u> | <u>G N S S 基地局の新設・更新</u>               |
|         | <u>イ</u> <u>先進的省力化技術導入支援</u>   | <u>ソフト</u> | <u>アと一体的に実施する自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入</u> |
|         | <u>ウ</u> <u>調査・調整、実施計画策定支援</u> | <u>ソフト</u> | <u>アを実施するための権利調整、調査設計、事務手続等の支援</u>     |
|         | <u>(10) 小規模園地整備</u>            |            | <u>果樹園及び茶園への転換や改良のための小規模な園地整備</u>      |
|         | <u>ア</u> <u>盛土</u>             | <u>ハード</u> | <u>水田から果樹園及び茶園への転換等のための盛土</u>          |
|         | <u>イ</u> <u>園内道</u>            | <u>ハード</u> | <u>園内道の整備</u>                          |
|         | <u>ウ</u> <u>その他</u>            | <u>ハード</u> | <u>排水対策（明渠・暗渠）や傾斜の緩和 等</u>             |
|         | <u>(11) 粗放的農地利用整備</u>          | <u>ハード</u> | <u>用地整備、作業道等の設置、土地改良施設の撤去等</u>         |

|                         |            |                                                                                                         |
|-------------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <u>(9)</u> (略)          | (略)        | (略)                                                                                                     |
| (削る。)                   | (削る。)      | (削る。)                                                                                                   |
| <u>(10)</u> 条件改善促進支援    | (略)        | 土地利用調整・農用地の利用集積の推進等に関する指導、地形図作成、農用地等集団化、高付加価値農業施設移転等、農業機械維持補修、 <u>導入作物に応じた支援、情報化施工の活用</u>               |
| <u>(11)</u> 指導          | <u>ソフト</u> | <u>事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等</u>                                                                |
| <u>(12)</u> 高収益作物導入支援   | (略)        | 実証展示ほ場の設置・運営、高収益作物の導入及び定着推進、 <u>農業機械・施設リース</u> 、農地の良好な生産環境の維持及び条件整備、 <u>高付加価値農業施設の設置及び関連設備の導入に関する支援</u> |
| <u>(13)</u> スマート農業導入支援  |            |                                                                                                         |
| <u>ア</u> RTK-GNSS基準局整備  | <u>ハード</u> | <u>RTK-GNSS 基準局等の新設・更新</u>                                                                              |
| <u>イ</u> 先進的省力化技術導入支援   | <u>ソフト</u> | <u>RTK-GNSS 基準局と一体的な自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入</u>                                                           |
| <u>ウ</u> 調査・調整、実施計画策定支援 | <u>ソフト</u> | <u>アを実施するための権利調整、調査設計、事務手続等の支援</u>                                                                      |
| <u>(14)</u> 粗放的農地利用整備   | <u>ハード</u> | <u>用地整備、作業道等の設置、土地改良施設の撤去等</u>                                                                          |
| (削る。)                   | (削る。)      | (削る。)                                                                                                   |
| (削る。)                   | (削る。)      | (削る。)                                                                                                   |
| (削る。)                   | (削る。)      | (削る。)                                                                                                   |

|                           |            |                                                                  |
|---------------------------|------------|------------------------------------------------------------------|
| <u>(12)</u> (略)           | (略)        | (略)                                                              |
| <u>(13)</u> 品質向上支援        | <u>ソフト</u> | <u>導入作物に応じた支援、情報化施工の活用</u>                                       |
| <u>(14)</u> 条件改善促進支援      | (略)        | 土地利用調整・農用地の利用集積の推進等に関する指導、地形図作成、農用地等集団化、高付加価値農業施設移転等、農業機械維持補修    |
| (新設)                      | (新設)       | (新設)                                                             |
| <u>(15)</u> 高収益作物導入支援     | (略)        | 実証展示ほ場の設置・運営、高収益作物の導入及び定着推進、 <u>農業機械リース</u> 、農地の良好な生産環境の維持及び条件整備 |
| (新設)                      |            |                                                                  |
| (新設)                      | (新設)       | (新設)                                                             |
| (新設)                      | (新設)       | (新設)                                                             |
| (新設)                      | (新設)       | (新設)                                                             |
| (新設)                      | (新設)       | (新設)                                                             |
| <u>(16)</u> 高付加価値農業施設支援   | <u>ソフト</u> | <u>高付加価値農業施設の設置及び関連設備の導入に関する支援</u>                               |
| <u>(17)</u> 機械作業体系導入支援    | <u>ソフト</u> | <u>果樹園及び茶園における機械作業体系の導入（機械・施設のリース導入等）</u>                        |
| <u>(18)</u> 労働生産性向上技術導入支援 | <u>ソフト</u> | <u>園芸作物における労働生産性向上のための機械・施設のリース導入</u>                            |

|                         |       |       |
|-------------------------|-------|-------|
| (削る。)                   | (削る。) | (削る。) |
| <u>(15) 機構集積推進費</u>     | (略)   | (略)   |
| <u>(16)・(17)</u><br>(略) | (略)   | (略)   |

※2の定率助成の事業種類の欄の(10)に掲げる事業内容のうち果樹棚の支援及び同欄の(12)に掲げる事業内容のうち高付加価値農業施設の設置及び関連設備の導入に関する支援については、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

※2の定率助成の事業種類の欄の(12)に掲げる事業内容のうち高付加価値農業施設の設置及び関連設備の導入に関する支援についての助成は、総事業費の1/2以内とする。

|                         |            |                                          |
|-------------------------|------------|------------------------------------------|
| <u>(19) 指導</u>          | <u>ソフト</u> | <u>事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等</u> |
| <u>(20) 農地整備・集約推進費</u>  | (略)        | (略)                                      |
| <u>(21)・(22)</u><br>(略) | (略)        | (略)                                      |

※2の定率助成の事業種類の欄の(13)に掲げるメニューのうち果樹棚の支援及び同欄の(16)に掲げるメニューについては、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

※2の定率助成の事業種類の欄の(16)に掲げるメニューの助成は、総事業費の1/2以内とする。

## 附 則

- この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- この通知による改正前の第17に基づき令和6年度以前に申請した地区のうち、令和7年度以降も事業を実施する地区については、第8の申請が行われたものとみなす。
- この通知による改正前の本要綱に基づき採択された地区のうち、令和7年度以降に達成状況を報告する地区については、なお従前の例によることができる。
- この通知による改正前の本要綱に基づき採択され、令和7年度以降も実施する地区のうち、先進的省力化技術導入支援を実施する地区については、第6の3の(2)の規定は適用しない。
- この通知による改正前の本要綱に基づき採択された地区のうち、農地整備・集約推進費を実施する地区の当該推進費の取扱いについては、なお従前の例による。